

## 徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 知事は、土地改良施設や農地等の保全及び農村地域の活性化の推進に資することを目的として、徳島県ふるさと水と土指導員設置要綱に定める徳島県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）が行う活動に係る経費について、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で指導員に対して補助金を交付する。

(補助対象経費)

**第2条** 補助金の交付の対象となる経費は、指導員が当該年度内に行う指導員活動に要する経費（県から別途支弁される費用を除く。）とし、その内容は別紙第1のとおりとする。

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、補助対象経費の範囲内において知事はその都度定める額とする。

(補助金交付申請書)

**第4条** 規則第3条の補助金交付申請書（様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は事業計画書（様式第2号）とする。

(条件)

**第5条** 規則第9条に規定する状況報告は、別途提出の通知をする場合を除き提出を要しない。

2 規則第16条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該年度の翌年度から5年間保管するものとする。

(事業変更)

**第6条** 提出された補助金交付申請書の事業を変更（中止・廃止）する場合は、変更承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。ただし規則第5条第1項第1号及び第2号の規定による知事の定める軽微な変更は、別紙第2に掲げる以外の変更とする。

(実績報告)

**第7条** 事業の実績報告書（様式第4号）の提出期限は当該年度の3月20日とし、添付すべき書類は事業実績書（様式第2号）とする。

(補助金の請求)

第8条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第5号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(概算払い)

第10条 知事は、必要と認めた場合は補助金の概算払いをすることがある。

附則

1. この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
3. この要綱は、平成18年4月3日から施行する。
4. この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
5. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
6. この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

ふるさと水と土指導員  
住所  
氏名

徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業  
補助金交付申請書

令和 年度において、徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1. 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

連絡先

(添付書類) 徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業計画書

(様式第2号)

徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業計画（実績）書

1 事業名

1 ふるさと水と土指導員活動支援事業

2 ふるさと水と土指導員育成支援事業

3 ふるさと水と土指導員連携支援事業

注) 該当するにを記入すること。

2 指導員活動の目的（成果）

3 指導員活動の計画（実績）

活 動 内 容	充 当 経 費	備 考
1 ふるさと水と土指導員 活動支援事業		
2 ふるさと水と土指導員 育成支援事業		
3 ふるさと水と土指導員 連携支援事業		連携する指導員名
計		

(別紙第1)

徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業 補助金交付対象経費

事業名	補助対象となる取組	交付額	備考
1 ふるさと水と土指導員活動支援事業	(1) 指導員の資質向上のための図書購入費及び研修会等の参加に要する旅費、資料代、会議負担金 (2) 地域実態調査等に要する旅費・交通費、資材代、通信費、器材借上料 (3) 事業の普及啓蒙のため自ら開催する会議等に要する会場・器材借上料又は謝礼、通信費、資料作成費、講師等謝礼、打合等に要する旅費 (4) 市町村等が開催する会議等に、事業推進のための講師等として出席する場合の資料作成費 (5) 自らが実施又は企画・指導する地域保全等の活動に要する資材購入費、器材借上料、傷害等保険料、資料作成費、通信費 (6) その他、活動記録作成のためのフィルム代、現像料、文具代	定額（10万円を上限として予算の範囲内で交付する。）	
2 ふるさと水と土指導員育成支援事業	(1) 新たな指導員候補者（以下「候補者」という。）の育成のために必要な図書購入費、資料代 (2) 候補者を同行させて実施する地域実態調査等に要する旅費・交通費、資材代、通信費、器材借上料 (3) (1)・(2)に関する活動記録作成のためのフィルム代、現像料、文具代	定額（10万円を上限として予算の範囲内で交付する。）	
3 ふるさと水と土指導員活動連携支援事業	(1) 指導員同士が連携して実施する地域住民等を対象とした研修会等の実施に必要な会場・器材借上料、謝礼、通信費、資料作成費、講師等謝礼、打合せ等に要する旅費 (2) (1)に関する活動記録作成のためのフィルム代、現像料、文具代	定額（5万円を上限として予算の範囲内で交付する。）	1の取組を必須とする。

(様式第3号)

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

ふるさと水と土指導員  
住所  
氏名

徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

下記によりふるさと水と土指導員活動支援事業を変更（中止・廃止）したので、補助金交付要綱第6条の規定により、承認してくださるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

(様式第4号)

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

ふるさと水と土指導員  
住所  
氏名

徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け徳島県指令農山第 号をもって徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金の交付決定があったものについては、徳島県補助金交付規則第11条及び徳島県ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金交付要綱第7条の規定によりその実績を報告します。

- 1 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名

連絡先

(別紙第2)

承認を要する変更

経費の配分に関する変更 (規則第5条第1項第1号関係)

活動内容ごとの充当経費の30%を超える増減

事業の内容の変更 (規則第5条第1項第2号関係)

活動内容の変更・中止・廃止